障害児通所支援事業の適正な運営について

● 先般の指定障害児通所支援事業者による不正請求及びそれに伴う指定取消処分を受けて、障害児通所支援事業における適正なサービスの提供や、法令遵守について一層の注意をしていただくため、県内事業所に対し、事業運営における留意事項について通知をしております。

1 基準の遵守徹底について

令和6年度の報酬改定に伴い、放課後等デイサービスガイドラインの改定、個別支援計画の取扱いの変更、 そのほか加算の新設や要件の変更などが行われた。

ついては、各事業者におかれては「2024年版障害者総合支援法事業者ハンドブック(指定基準編)」、 「同(報酬編)」を事業所に備え付けるなどにより、制度の習熟に努めること。

2 「サービス提供実績記録票」の提供について

報酬の請求内容がサービスの利用実態と一致しているかを確認するため、県や市町村が、定期又は随時に「サービス提供実績記録票」の提供を各事業者に求めることを予定しているので、その準備についてお願いしたい。

なお、「実績記録票」については、紙作成、電磁的記録のいずれの場合であっても、保護者からの確認を 受け、その記録を残すこと。

※ 詳細は「指定障害児通所支援事業の適正な運営及び法令遵守について(通知)」(令和6年12月19日付 障支第1472-2号)をご確認ください。